

米国—輸入畜産物に係るラベリング措置

(申立国：カナダ (DS384)・メキシコ (DS386) /被申立国：米国)

(パネル報告 WT/DS384, 386/R、配布日：2011年11月18日)

小寺智史 (西南学院大学)

I. 事実の概要

1. 問題となった措置

本件でカナダとメキシコによって問題とされたのは、米国の食肉に関する原産国表示 (Country of Origin Labeling, COOL) 措置である。同措置は、2002年農業法及び2008年農業法によって修正された1946年農業マーケティング法 (COOL法)、実施のための2009年最終規則 (AMS)、並びにヴィルサック米農務長官が業界に発布した2009年2月20日付の文書 (ヴィルサック書簡) などによって構成される。

(1) COOL法

COOL法の下では、食肉はカテゴリ-Aからカテゴリ-Eの5つに区別される。カテゴリ-A (米国产) は、「出生」「肥育」「と畜」のすべてが米国でなされた食肉である。カテゴリ-B (複数国产) は、「出生」「肥育」「と畜」のいずれかが米国でなされ、直後のと畜を目的としていない食肉である。カテゴリ-C (直後の「と畜」目的で輸入された食肉) は、米国以外で「出生」「肥育」され、直後の「と畜」目的で輸入された食肉である。カテゴリ-D (外国産) は、「出生」「肥育」「と畜」のすべてが外国でなされた食肉である。最後のカテゴリ-Eはひき肉である。

さらに各カテゴリの食肉に対して、異なったラベルを用いることが義務づけられる。すなわち、カテゴリ-AについてはラベルA (Product of the US)、カテゴリ-BにはラベルB (Product of the US, Country X, Country Y)、カテゴリ-CにはラベルC (Product of Country X, the US)、カテゴリ-DにはラベルD (Product of Country X) をそれぞれ用いることが求められる。また、カテゴリ-Eには、すべての原産国または合理的に可能性のあるすべての原産国のリストを表示することが義務づけられる。

(2) 2009年最終規則 (AMS)

COOL法を実施するための2009年最終規則 (AMS) ではさらに、混合された食肉に関して、次のような修正が施された。ラベルA (Product of the US) は、カテゴリ-Aの畜産100%の食肉にのみ用いられる。それに対して、ラベルB (Product of the US, Country X, Country Y) は、カテゴリ-Bの畜産100%の食肉のみならず、単一の生産日に混合されるのであれば、カテゴリ-A&B、A&C、B&C、A&B&Cといった各カテゴリが混合された食肉に対してもラベルBを使用することができる。さらに、ラベルC (Product of Country X, the US) についても、カテゴリ-Cの畜産100%のみならず、

カテゴリーBの畜産100%の食肉に対しても使用が認められた。また単一の生産日に混合されるのであれば、カテゴリーA&B、A&C、B&C、A&B&Cの食肉についても、ラベルCを用いることができることになった。

(3) ヴィルサック書簡

ヴィルサック書簡とは、ヴィルサック米農務長官が業界に発布した2009年2月20日付の文書である。同文書は、業界に対して、上記のCOOL法及び最終規則よりも詳細な表示を「自主的に」行うように求めたものである。

2. 主張・請求の概要

カナダは、米国のCOOL措置が①TBT協定、特に2.1条及び2.2条の下での諸義務に違反し、かつ②1994年GATT、特に3.4条、10.3条(a)、23.1(b)条に違反すると主張した。他方で、メキシコは、COOL措置が①1994年GATT3.4条及び10.3条並びにTBT協定2.1条、2.2条、2.4条及び12条に違反し、かつ②1994年GATT23.1(b)条の意味において、同協定に基づきメキシコに与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されている、と主張した。

3. 手続の概要

【手続の時系列的経緯】

2008年12月17日 協議要請
2009年10月7日・9日 パネル設置要請
2009年11月19日 パネル設置
2011年5月20日 中間報告
2011年11月18日 パネル報告書配布
2012年3月23日 米国上訴通知

【パネルの構成】

Christian Häberli (議長)、Manzoor Ahmad、João Magalhães

【第三国参加】

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ (WT/DS386 に関して)、中国、コロンビア、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、メキシコ (WT/DS384 に関して)、ニュージーランド、ペルー、台湾

II. パネル報告要旨

1. 手続的問題 (7.9-7.34)

(1) パネルの付託事項の範囲に含まれる措置

カナダ及びメキシコは、本件で問題となった米国のCOOL措置として、①2002年・2008

年農業法によって修正された 1946 年農業マーケティング法（COOL 法）、②2009 年最終規則（AMS）、③ヴィルサック書簡、④中間最終規則（AMS）、⑤中間最終規則（FSIS）を挙げた。しかし、④と⑤については、パネル設置段階ですでに失効しており、両規則の取扱いが問題となった。

この点、パネルは、①～③について裁定・勧告を行い、すでに失効している④及び⑤については、現在効力を有する①～③に関する当事者の主張を検討する文脈において考慮する、と判断した（7.34）。

（2） 措置の単一化

カナダ及びメキシコは、パネルの付託事項に含まれる文書（COOL 法、2009 年最終規則、ヴィルサック書簡ほか）を単一の措置として検討するように要請したのに対して、米国は個別に扱うように主張した。

それに対してパネルは、COOL 法と 2009 年最終規則を単一の COOL 措置として扱うのに対し、ヴィルサック書簡をそれとは区別される独立の措置として扱う、と判断した（7.63）。

（3） 検討順序

カナダとメキシコは、米国の COOL 措置が TBT 協定と 1994 年 GATT の双方に違反していると主張しているところ、パネルは、TBT 協定から 1994 年 GATT という順序で検討することを決定し（7.71）、そのうえで、COOL 措置及びヴィルサック書簡を「強制規格」として性質決定できるか否かから検討を始めた（7.74）。

2. 実体的問題（1）：TBT 協定に関する主張

（1） 強制規格

パネルはまず、ある文書が強制規格か否かの法的テストとして、EC-鰯表示事件上級委が提示した 3 つの基準、すなわち①文書が同一の製品または製品のグループに適用されること、②文書が製品の 1 つ以上の性質を規定していること、及び③製品の性質の遵守が義務的であること、を参照する（7.147）。そのうえで、①から③について、COOL 措置及びヴィルサック書簡それぞれについて検討を加える（ただし、検討順序は入れ替わっており、③→①→②の順序で検討が加えられる）。

まず、COOL 措置が及びヴィルサック書簡の遵守が義務的か否か（③）について、パネルは、COOL 措置が義務的であると判断した（7.162）。それに対して、ヴィルサック書簡については義務的ではないと判断し（7.179, 7.194）、同書簡に関する検討を終了した。続いて、COOL 措置が同一の製品または製品のグループに適用されるか否か（①）について、パネルは、食肉（牛肉・豚肉）、家畜（牛・豚）という同一の製品・製品グループに適用されると認定した（7.207）。最後に、COOL 措置は製品の 1 つの以上の性質を規定しているか否か（②）について、パネルは、同措置が原産地表示義務を課すこ

とで、製品の1つ以上の性質を規定していると判断した(7.214)。

上記の検討の結果、COOL 措置は上記①から③までの基準を満たすがゆえに強制規格であるのに対して、ヴィルサック書簡は義務的ではない以上、強制規格ではないと結論づけた。

(2) TBT2.1 条

パネルはまず、TBT2.1 条の3つの基本的諸要素として、①問題となる措置が「強制規格」であること、②問題となる輸入・国内産品が、2.1 条の意味において「同種の産品」であること、③輸入産品に対して、同種の国内産品よりも「不利な」待遇が与えられていることを挙げる(7.219)。そのうえで、本件で争われている米国の COOL 措置の適合性の評価を行う。ただし、実際の評価に進む前に、TBT2.1 条にとっての妥当な文脈について検討が加えられる。その際に特に問題となるのが、TBT2.1 条と GATT3.4 条との関係である。

パネルは、TBT2.1 条の「国内原産の同種の産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇」という文言と、GATT3.4 条の「国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇」という文言の類似性(7.230)や、TBT 協定前文の「1994 年のガットの目的を達成」という文言(7.233)などに言及する。そのうえで、GATT3.4 条は、TBT2.1 条、特に「国内原産の同種の産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇」という文言を解釈するうえで妥当な文脈を提供するものと結論づける(7.234)。

そのうえで、パネルは COOL 措置の TBT2.1 条適合性について、上記①から③までの3つの基本的諸要素と照らし合わせて検討を行う。

まず、COOL 措置が「強制規格」であるか否か(①)については、同措置が「強制規格」であることはすでに認定されている。ここで特に争われたのは、次のような米国の主張である。すなわち米国は、TBT 協定 2.1 条の「強制規格に関し」という文言によって、申立国であるカナダとメキシコは、措置が適用される輸入産品と国内産品とが同種の産品であることを立証しなければならないところ、実際に比較されているのは家畜(牛・豚)であり、COOL 措置が適用される食肉(牛・豚)についてではなく、また措置に直接帰せられない不利な待遇は 2.1 条違反ではない、と主張した(7.238, 7.239)。このような米国の主張に対して、パネルは、2.1 条の「強制規格に関し」という文言には、米国が主張するような特別の機能はなく、同条における義務が特別の種類措置、すなわち強制規格に適用されることを明確にしたにすぎず(7.245)、COOL 措置は食肉に対してだけでなく、家畜に対しても適用されると判断した(7.246)。

続いて、輸入産品と国内産品は「同種」か否か(②)について、パネルは、過去の紛争においても、原産にのみ基づいて区別された産品は 3.4 条の意味における同種の産品と判断されてきたことなどを指摘し(7.254)、カナダ、メキシコの家畜と米国の家畜は同種の産品であると認定した(7.256)。

最後に、輸入産品に対して同種の国内産品よりも「不利な」待遇が与えられているか否か (3) について、パネルは、GATT3.4 条が TBT 協定 2.1 条を解釈するうえでの妥当な文脈を適用することを確認し (7.277)、GATT3.4 条と同様、TBT 協定 2.1 条が法律上の (*de jure*) 差別と事実上の (*de facto*) 差別の双方を禁止するものと解釈した (7.299)。そのうえで、COOL 措置は、国内の家畜よりも、輸入された家畜に対してより高い分別 (*segregation*) のコストを課すことで、国内家畜の使用に対するインセンティブを発生させ、輸入家畜に不利な形で米国市場における競争条件に影響を与えていると認定し (7.372)、COOL 措置が国内家畜と比べて輸入家畜の競争機会を損なっていると判断した (7.381)。

そのうえで、食肉 (*muscle cut*) に関して、COOL 措置は国内家畜のみを扱うインセンティブを、また輸入家畜を扱うインセンティブの低下をもたらし、その結果、輸入家畜に対して国内家畜よりも不利な待遇を与えることで、前者に対する事実上の差別を構成すると認定した (7.420)。他方で、ひき肉に関しては、輸入家畜に対して不利な待遇が与えられているとは認定されなかった (7.437)。

TBT 協定 2.1 条に関する結論として、COOL 措置は TBT 協定 2.1 条における法的テストの 3 つの要素すべてを満たし (7.547)、特に食肉に関して、COOL 措置は TBT2.1 条に違反すると判断した (7.548)。

(3) TBT 協定 2.2 条

パネルはまず、同条の分析枠組みについて、第一文が一般原則を規定し、第二文が第一文を説明するものと捉え (7.551, 7.552)、第二文に含まれる諸要素として、次の 4 つを指摘する。すなわち、①申立国は、当該強制規格が貿易制限的であることを立証しなければならない、②問題となる強制規格が追求する目的を同定し、2.2 条の意味におけるその正当性を検討する、③強制規格が同定された目的を達成するかどうかを検討する、④構成するとして、問題となる強制規格が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的ではないか否かを検討する (より貿易制限的ではない代替が利用可能か否かの検討も含まれる)、という 4 要素である (7.554-7.558)。また、措置が TBT 協定 2.2 条と非整合的であることの一応の (*prima facie*) 立証責任が申立国に課されることを指摘し (7.558)、①COOL 措置は 2.2 条の意味において貿易制限的である、②COOL 措置を通じて米国が追求する目的は正当ではない、③目的が正当であったとしても、COOL 措置は当該目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である (7.558) という 3 点について、申立国が立証に成功したか否かについて検討を加える。

まず、COOL 措置は 2.2 条の意味において貿易制限的か否か (①) について、パネルは、「貿易制限的」という用語の範囲は広範であり、1994 年 GATT の諸規定における「貿易制限性」という概念は、輸入産品に対する競争機会に焦点が当たられている以上、何らかの現実の貿易効果の立証を求めていると捉える (7.572)。そのうえで、申立国

は、COOL 措置が輸入家畜の競争条件に影響を与えることで、2.2 条の意味において「貿易制限的」であることを立証した、と判断した (7.575)。

続いて、COOL 措置を通じて米国が追求する目的は正当か否か (②) について、パネルはまず、「目的」と「強制規格」それ自体は区別されなければならないことを指摘し (7.597)、政策目的を達成するために強制規格を採用する加盟国の権利 (TBT 協定前文) を強調する (7.600)。「強制規格を通じて追求される目的は、当該目的を達成するために選ばれた強制規格とは明確に区別される、加盟国の専権事項 (prerogative) である」 (7.612)。そのうえで、COOL 措置を通じて米国が追求する目的を「消費者に対して、可能な限り明確かつ正確な原産地情報を提供すること」と同定し (7.620)、同目的が正当か否かの判断に進む。パネルによれば、TBT 協定 2.2 条の第三文が掲げる「正当な目的」リストは例示列举であり、幅広い目的が同上の正当な目的の範囲に含まれるのであり (7.634)、消費者に原産地に関する情報を与えることは、2.2 条の意味における正当な目的である (7.651)。

最後に、COOL 措置は当該目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であるか否か (③④) について、パネルは、オーストラリア・リンゴ輸入措置事件上級委報告で示された「法解釈アプローチ (legal interpretative approach)」に言及する。同アプローチは、WTO 設立協定 2.2 条のもと、類似の文言の解釈について互いに文脈を構成すると捉えて相互参照を行うものである。同アプローチのもと、パネルは、GATT20 条及び SPS 協定 5.6 条のもとで確立した法的テストを参照する (7.667)。そのうえで、COOL 措置の目的を、その文言、構成 (デザイン) 及び構造から、消費者に対する原産地情報の提供であると同定し (7.685)、COOL 措置が同目的を達成するか否かの検討に進む。パネルによれば、ブラジル・再生タイヤ輸入措置事件上級委が示した「追求される目的と当該措置との間に真正な『目的と手段』の関係が存在するとき貢献が認められる」という GATT20 条 (b) の方法論は、TBT 協定 2.2 条のもとでの措置の分析に妥当する (7.693)。パネルは、ラベル B とラベル C に記載された原産地の記述の分かりにくさ (7.699-7.701) や、混合された食肉に対して認められたラベル B・C の相互利用可能性 (7.703-7.706) を考慮すると、COOL 措置の下での表示は、必ずしも正確な原産地情報を与えるものではないと指摘する (7.707)。そのうえで、COOL 措置は、消費者に有意味な原産地情報を伝えることに失敗しており、2.2 条の意味において同定された目的を達成していない、と判示した (7.791)。

結論として、申立国は、COOL 措置が、特に肉製品に関し、消費者に原産地情報を提供するという目的を達成しておらず、よって米国は TBT 協定 2.2 条に違反する (7.720)。

3. 実体的問題 (2) : メキシコの 2.4 条に関する主張

メキシコは、国際規格である CODEX-STAN 1-1985 が存在するにもかかわらず、米国は

同規格を強制規格の基礎として用いてはならず、よって TBT 協定 2.4 条に違反すると主張した。この点問題となったのが、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でないか否かである。

パネルによれば、CODEX-STAN 1-1985 は、食品加工が開始された国を示すのみであり、家畜が「出生」「肥育」「と畜」された国に関する情報を消費者に提供する目的を果たすことができず (7.734)、米国が定義する特定の目的を達成するために効果的ではなく適当ではない (7.735)。結論として、メキシコは、COOL 措置が TBT 協定 2.4 条に違反したことを立証していない (7.736)。

4. 実体的問題 (3) : メキシコの 12.1 条、12.3 条に関する主張

メキシコは、米国は COOL 措置を準備・実施するに際して、途上国としてのメキシコの特別のニーズを考慮しておらず、よって TBT 協定中の「特別かつ異なる待遇 (Special and Differential Treatment, S&D)」規定である 12.1 条及び 12.3 条に違反すると主張した。

このようなメキシコの主張について、パネルはまず、12.3 条が定める義務の内容を確定する。メキシコは、同条が、①開発途上加盟国としての開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する義務、②措置が開発途上加盟国からの輸出に不必要な障害をもたらすことのないよう確保する義務、の 2 つの義務を規定している、と主張した (7.738)。それに対してパネルは、②は目的を定めるだけであり、①の考慮する義務を規定するのみであると判断した (7.762)。さらに、立証責任について、12 条が S&D 規定であることや WTO 加盟国の発展段階は立証責任を転換させず (7.770)、米国が COOL 措置の立案・適用に際して、メキシコの開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮しなかったことの立証責任はメキシコが負うものと判示した (7.774)。また、「考慮する」の意味について、TBT 協定 12.3 条は、WTO 加盟国に対して、自らの行動を途上国の特別のニーズに適合させる義務を課すものではなく、決定に至る前に他の要素とともにこのニーズに配慮することを求めるのみである、と判断した (7.781)。

結論として、メキシコは米国が考慮しなかったこと、すなわち 12.3 条違反を立証しておらず (7.779, 7.804)、また 12.1 条違反も立証していない (7.803)。

5. 実体的問題 (4) : 1994 年 GATT に関する主張

(1) GATT3.4 条

パネルは、COOL 措置はすでに TBT 協定 2.1 条違反が認定されており、同条と GATT3 条 4 項との義務の性質に関する密接な関連を考慮すると、GATT3.4 条のもとで COOL 措置に関する申立国の主張を検討することは不必要と判断した (7.807)。

(2) GATT10.3 条(a)

カナダとメキシコは、米国が COOL 措置を「一律」「公平」「合理的」な方法で実施しておらず、GATT10.3条(a)に違反すると主張した（カナダは「一律」のみ、メキシコは「一律」「公平」「合理的」すべてを問題とした）。

パネルは、同条、①COOL 措置は「法令、判決及び決定」の範囲に含まれるか、②米国は COOL 措置を「実施」したか、③米国による COOL 措置の実施は「一律、公平、合理的」であったか、という3つの要素に区別し、各要素について申立国が立証したか否かについて検討を行った。この点、①について、COOL 措置が「法令、判決及び決定」の範囲に含まれる（7.814-815）。また②についても、ヴィルサック書簡の発行は10.3条の「実施」の範囲に含まれ（7.830）、さらにUSDAによる食肉業者宛ての指針も「実施」を構成すると判断した（7.842）。そのうえで、「合理性」に関して、カナダは、米国がヴィルサック書簡を発行したことで、合理的な方法でCOOL 措置を実施することに失敗し、よって10.3条(a)に非整合的に行動したことを立証し（7.864, 7.886）、またヴィルサック書簡についてはメキシコも立証したと判断した（7.866, 7.886）。それに対して、USDAによる指針に関するメキシコの立証（7,870）、及びメキシコが主張していた「一律性」「公平性」については、その立証を認めなかった（7.881, 7.885, 7.887）。

(3) GATT23.1(b)条のもとでの非違反申立

パネルは、上述の違反に関する裁定を米国が遵守することで、申立国による非違反申立の根拠は取り除かれることになると指摘し（7.905）、非違反申立に関する主張の検討は中断した（7.907）。

Ⅲ. 評釈

1. 本件の意義

本件は、米国・タバコ規制措置事件パネル報告（WT/DS406/R、2011年9月2日）、米国・マグロ輸入販売措置事件パネル報告（WT/DS381/R、2011年9月15日）と並び、2011年に立て続けに出されたTBT協定をめぐるパネル報告の1つとして位置づけられる。SPS協定とは異なり、TBT協定に関してはこれまで解釈が十分に蓄積されておらず、その観点からして、これら3つのパネル報告がTBT協定の解釈に及ぼす影響は大きい。以下では、これら紛争において焦点となった解釈上の諸点、特にTBT協定2.1条及び2.2条に関して、本件を中心に比較・検討を試みることにしたい。

2. 「強制規格」— 遵守の義務的性質

本件では、COOL 措置及びヴィルサック強制規格に該当するか否かについて、他の2つの報告と同様、ECアスベスト事件上級委、及びEC一鰯表示事件上級委報告によって展開された3つの基準、すなわち①文書が同一の製品または製品のグループに適用されること、②文書が製品の1つ以上の性質を規定していること、③製品の性質の遵守が義

務的であること、に照らして検討がなされた。本件では、COOL 措置及びヴィルサック書簡が強制規格であるか否かを検討するに際して、まず③製品の性質の遵守の義務的性質について検討がなされ、ヴィルサック書簡については「義務的」であることの要件を満たさず強制規格ではないと判断された。その際、義務的であるか否かについてパネルは、まず同書簡が法令・規則の一部をなしておらず、さらに文言中に” might”、” would”、” voluntary” といった勧告的文言が用いられていることを指摘する。そのうえで、文言の形式的分析にとどまらず、ヴィルサック書簡の遵守が「事実上 (*de facto*)」義務的であるか否か、すなわち同書簡が「1 つ以上の性質を規定または強制する効果を有しているか否か」(EC アスベスト事件上級委報告)の検討に進み、結果として同書簡の義務的性質を否定した。

本件でパネルが示した「法律上 (*de jure*)」「事実上 (*de facto*)」という義務的性質に関する区別については、米国・マグロ輸入販売措置事件パネル報告においても同様に用いられており (WT/DS381/R, 7.113-7.145、特に 7.114, note303)、また法律上「義務的」であるか否かの分析について、問題となる文書の文言に着目することも共通している。いずれにせよ、両事件に関する上級委の報告を待たざるをえないが、強制規格の法的テストの1つである義務的性質に関しては、今後も「法律上/事実上」という分析枠組みが継続することが予想される。その結果、EC・地理的表示事件 (WT/DS290) や米国・マグロ輸入販売措置事件で争われたような、「産品に適用される特定の要件を満たさなければ販売の仕方に制限がかかる」といったような措置について、「法律上」ではなく「事実上」の義務的性質を認めることで、法的推論の緊張を緩和することができるのではないか。この点、米国・マグロ輸入販売措置事件において、なぜパネルが「法律上」の義務的性質の認定に固執したのか疑問の余地が残る。

3. TBT2.1 条

(1) 法的テスト

本件では、TBT 協定 2.1 条に関する法的テストとして EC・地理的表示事件パネル報告が提示した 3 つの要素、すなわち①問題となる措置が「強制規格」であること、②問題となる輸入・国内産品が、2.1 条の意味において「同種の産品」であること、③輸入産品に対して、同種の国内産品よりも「不利な」待遇が与えられていることという要素を参照している。また、米国・タバコ規制措置事件においても本件と同様、3 つの要素を参照している (WT/DS406/R, 7.77-7.78)。

それに対して、米国・マグロ輸入販売措置事件パネル報告では、①当該措置が加盟国の中央政府機関によって立案、制定及び適用された強制規格であり、②強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される産品に、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利な待遇が与えられていること、という

2 要件を挙げている (WT/DS381/R, 7.209) 点に違いがみられる。

両者に関しては特に実際上の違いは存在しないものの、次に述べるように、本件を含む 3 つの報告において、TBT2.1 条と GATT3.4 条の関連が肯定された以上、韓国・牛肉流通規制事件 (WT/DS161, 169) で上級委が示した 3 基準、すなわち①輸入品と国産品が同種であること、②問題の措置が「販売……又は使用に関する」法令・要件であること、③規制が輸入品に国産品より不利でない待遇を与えていないことに倣って、TBT 協定 2.1 条に関しても 3 基準の法的テストへと収斂していくように思われる。

(2) GATT3.4 条との関係—TBT 協定 2.1 条における「同種性」

本件では、カナダとメキシコは、TBT 協定 2.1 条の「同種性」を判断するに際して、日本酒税事件 II で上級委が判示した伝統的な 4 基準 (製品の物理的特徴・性質、最終用途、消費者の選好、関税分類) に従うことを求めた。それに対して、パネルは、原産地の違いのみに基づいて区別された製品は同種の製品とみなされなければならない、という GATT3.4 条をめぐる判例を引用し、米国が有効な反論をしなかったという事実から、上記 4 要件の詳細な判断に進むことなく、簡単に同種性を認定した。

ただし、GATT3.4 条の下で展開されてきた解釈が、TBT 協定 2.1 条についても「自動的」に適用されるか否かについては争いがある。すなわち、GATT3 条の場合、同条の違反に対しては GATT20 条による正当化の余地が残されており、それゆえ同条の解釈は、多角的貿易システムと加盟国の政策空間との微妙なバランスが反映されたものとなっている。それに対して、TBT 協定 2.1 条の場合、20 条に相当する例外条項が存在しないため、そもそも GATT3 条に関する判例を適用することはできず、安易な類推によって上記のバランスが崩れることへの懸念が存在してきた。

実際、「同種性」をめぐる TBT 協定 2.1 条と GATT3.4 条の関係について、米国・タバコ規制措置事件では、パネルと上級委員会の判断が食い違った。特に焦点となったのが、EC アスベスト事件上級委報告が GATT3.4 条の「同種性」の解釈として示した競争指向的アプローチ (competition-oriented approach) の、TBT 協定 2.1 条への転用可能性である。パネルは、「GATT3.4 条の下での同種性に関する競争指向的アプローチが、TBT 協定 2.1 条に自動的に転用されることが常に適当であるかは、まったく自明ではない」(WT/DS406/R, 7.99) と指摘し、伝統的な 4 基準アプローチに依拠した。それに対して、上級委は、TBT 協定 2.1 条における『同種の製品』という概念の解釈は競争指向的観点からもなされうる、と指摘する (WT/DS406/AB/R, 108)。興味深いのは、TBT 協定 2.1 条と GATT3.4 条の構造について、上級委が次のように述べている点である。

……すでに指摘したように、TBT 協定前文に示される、貿易自由化の追求と加盟国の規律権限との間の均衡は、1994 年 GATT3 条の内国民待遇義務と GATT20 条の一般的例外の間に存在する均衡と原則的に異なるものではない。一方で、TBT 協定前文

第二文が「1994年 GATT の目的を達成することを『希望』すると規定し、1994年 GATT と TBT 協定という 2 つの協定を関連づけている。また他方では、第六文における加盟国の規律権限の「承認」が、第五文に表明される、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する『希望』によって、均衡が図られている。1994年 GATT においてこのような均衡は、GATT20 条における例外によって制限される GATT3 条の内国民待遇規則によって示されるが、TBT 協定では、この均衡は、文脈や趣旨及び目的の観点から解釈される、2.1 条それ自体のなかに見出されるのである。(WT/DS406/AB/R, 110)

米国・タバコ規制措置事件とは異なり、本件においては、GATT3.4 条に関する判例が、TBT 協定 2.1 条の解釈にどの範囲まで転用可能 (transposable) かという問題が正面から扱われることはなかった。この点、今後の上級委による解釈の展開を注視する必要がある。

4. TBT 協定 2.2 条

(1) TBT 協定 2.2 条第一文と第二文の関係

本件では、TBT 協定 2.2 条第一文 (加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する) と第二文 (このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない) の関係について、第一文が一般原則を規定し、第二文がそれを具体化した諸要素を定めていると判断された。このような第一文と第二文の関係の捉え方については、他のパネル報告も同様である (WT/DS381/R, 7.385-386; WT/406/R, 7.330)。

(2) TBT 協定 2.2 条の法的テスト

ただし、TBT 協定 2.2 条の法的テストについては、本件と他の 2 つの報告書では違いがある。すなわち、本件では、①申立国は強制規格が貿易制限的であることを立証しなければならない、②強制規格が追求する目的を同定し、2.2 条の意味における正当性を検討する、③強制規格が同定された目的を達成するか否かを検討する、④達成するとして、問題となる強制規格が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的でないか否かを検討する (より貿易制限的ではない代替策の利用可能性の検討を含む)、という 4 段階 (実際の検討では 3 段階) を示した。

他方で、米国・タバコ規制措置事件パネル報告においては、①強制規格が「正当な目的」を追求しているか否か、②正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的

か否か、という2段階テストを導入している (WT/DS406/R, 7.333)。また、米国・マグロ輸入販売措置事件パネル報告でも、①ドルフィンセーフ規定が正当な目的を達成しているか否か、②達成しているとして、これら規定が当該目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であるか否か、という2段階のテストが規定されている。

本件では、COOL 措置が上記の③「強制規格が同定された目的（消費者への原産地情報の提供）を達成していない」として2.2条違反が認められたが、しかし実際の検討は④「問題となる強制規格が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的でないか否か」のなかでなされたことに注意する必要がある。この点、2段階テストにおいても、強制規格が目的を達成しているか否かの判断は、必要性テストのなかで行われることになる。実際、米国・タバコ規制措置事件において、パネルは、問題となった措置の目的に対する「貢献」の判断を必要性テストのなかで扱っており (WT/DS406/R, 7.379-)、2段階テストと4段階テストの間に差は存在しない。

(3) 「正当な目的」の範囲

本件パネルが正確に指摘したように、TBT 協定2.2条「正当な目的」に関しては、①措置を通じて被申立国が追求する目的の同定、及び②当該目的の正当性の評価という2つの検討を要する。本件では、まず強制規格を通じて追求される「目的」と「強制規格」それ自体を区別したうえで、前者については加盟国の専権事項であることを示した。さらにパネルは、2.2条の第三文が規定する目的が例示列举であり、幅広い目的が同上の正当な目的に含まれると判示し、消費者への原産地に関する情報の提供が同目的に含まれることを明らかにした。

本件のように、「目的」の同定を事実上加盟国の申請に委ねかつ正当な目的の範囲を拡大すれば、強制規格を通じて追求される多くの目的が正当な目的として認められることになるだろう。その結果、目的の「正当性」基準による制約は限定的とならざるをえず、実際は、必要性テストにすべてが委ねられることになる。

(4) GATT20条との関係—必要性テスト

TBT 協定2.2条の必要性テストについては、これまでGATT20条との関係が論じられてきた。本件では、法解釈アプローチ (legal interpretative approach) が認められ、GATT20条の下で展開されてきた判例・解釈が適用されることが明確となった。本件において、具体的に引用されたGATT20条(b)の解釈は、ブラジル・再生タイヤ輸入措置事件上級委が示した、「追求される目的と当該措置との間に真正な『目的と手段』の関係が存在するときに貢献が認められる」という方法論である。この方法論を当てはめた結果、COOL 措置には、食肉の原産地に関して正確な情報を消費者に提供するという目的に重要な「貢献度」は認められず、合理的に利用可能な代替措置の検討に進むことはなかった。なお、TBT2.2条について、GATT20条(b)の下で発展してきた判例が参照されることは、米国・タバコ規制措置事件でも、米国・マグロ輸入販売措置事件でもパネルが

認めており、この点に関しては疑いの余地がないように思われる。

しかし、本件パネル報告からは、ブラジル・再生タイヤ輸入措置事件上級委が示したいわゆる「一連の要素の衡量の過程」と称される必要性要件の解釈・適用が、どの程度 TBT 協定 2.2 条の必要性テストに適用されるかは不明である。韓国・牛肉流通規制事件上級委報告以降、GATT20 条(b)の必要性については、①価値・利益の相対的重要性、②措置の通商阻害性及び③措置の目的に対する貢献という 3 要素の比較衡量を求める「一連の要素の衡量の過程」と称される方法論が採用されている。同過程と「合理的に利用可能な代替措置」の関係については、その後のパネル・上級委報告で見解は異なるが、ブラジル・再生タイヤ輸入措置事件では、上級委は同過程を 2 段階テストとして捉えた。すなわち、(a)3 つの諸要素の比較衡量によって問題となっている措置の必要性を暫定的に決定し、続いて(b)当該措置とより貿易制限的ではない措置と比較することで、この暫定的決定を確認する、というテストである。

本件では、消費者への原産地情報の提供という目的に対して COOL 措置の貢献がまったく（ほぼ）存在しないとされたために、比較衡量の過程に踏み込むことはなかった。実際、価値の重要性を要素として含む「一連の要素の衡量の過程」は特に TBT 協定 2.2 条に妥当するとの見解もあり、今後も TBT 協定 2.2 条と GATT20 条の関連が注目される。

【主要参考文献】

- ・ J.H. Jackson, W.J. Davey, A.O. Sykes, Jr, *Legal Problems of International Economic Relations: Cases, Materials and Text*, 4th ed. (West Group, 2004).
- ・ R. Wolfrum, P.-T. Stoll, A. Seibert-Fort (eds.), *WTO-Technical Barriers and SPS Measures* (Martinus Nijhoff Publishers, 2007).
- ・ W.A. Johncheck, “Consumer Information, Marks of Origin and WTO Law: A Case Study of the *United States–Certain Country of Origin Labeling Requirements Dispute*”, *Food Policy and Applied Nutrition Program Discussion Paper*, No. 43 (2010), Retrieved from http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1579828.
- ・ A. Shoyer, “WTO Case Law on Product Standards and Labeling: New Cases, New Challenges”, *RIETI BBL Seminar*, 17 November 2011, Retrieved 15 April 2012, from <http://www.rieti.go.jp/en/events/bbl/11111701.html>.
- ・ D.W. Layton, T. Smith, L. Lizardo, “WTO Panels Give Clarity to WTO’s Agreement

on Technical Barriers to Trade” , *International Trade Reporter*, 12 January 2012,
Retrieved 15 April 2012, from

http://www.cwsl.edu/content/news/011212_Duane%20Layton%20'82_Article%20on%20WTO%20TBT.pdf.

- ・内記香子『WTO 法と国内規制措置』（日本評論社、2008年）。
- ・松下満雄「EC のアスベスト及びその製品に係る輸入禁止措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書（2001年度版）』
- ・松下満雄「EC の鰯の表示」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書（2003年度版）』
- ・米谷三以「EC の農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書（2005年度版）』
- ・川瀬剛志「ブラジルの再生タイヤの輸入に関連する措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書（2007年度版）』